

はじめに



21世紀は「人権の世紀」といわれています。二度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、人権が尊重される世界の実現に向けて様々な取組が進められています。

長野県は今、少子高齢化や人口減少の急速な進行など、社会経済の大きな転換期を迎え、産業、医療・福祉、教育など県民の生活に関わりの深い様々な分野で、数多くの課題に直面しています。

また、依然として差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、インターネットの普及など情報化時代となって現れた新たな人権問題も起きています。

こうした社会情勢にある現在こそ、県民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、幸福を感じる社会、すなわち人権が尊重される社会づくりが必要となります。

長野県では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進するため、平成19年に「長野県人権政策審議会」を設置し、今後の長野県の人権政策の基本的な方向性について諮問を行い、平成21年3月、「長野県においては、同和問題と外国人問題が特筆する課題である」とする答申をいただきました。この答申を踏まえて、このたび「長野県人権政策推進基本方針」を策定いたしました。

この基本方針により、県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進し、「人権が尊重される長野県づくり」をめざして取り組んでまいりたいと考えております。

「人権が尊重される長野県づくり」は、県の施策はもちろん、県民の皆様、市町村、民間団体や企業の皆様それぞれの自主的な取組があつてこそ、実現できるものです。皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

結びに、本基本方針の策定にあたり、熱心なご審議の上、答申をいただいた長野県人権政策審議会委員の皆様をはじめ、数々の貴重なご意見をお寄せいただいた県民の皆様、ご協力をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年2月

長野県知事

村井 仁

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針策定の趣旨 1
- 2 基本方針の位置付け 1

第2章 基本方針策定の背景

- 1 国内外の動向 3
- 2 長野県の取組 4

第3章 人権政策の基本理念

- 1 人権の概念 6
- 2 人権政策の基本理念 6

第4章 人権施策の方向性

- 1 人権の視点に立った行政 7
- 2 人権教育・啓発 7
- 3 人権相談・支援 10

第5章 分野別施策の方向性

- 1 同和問題 11
- 2 外国人 13
- 3 女性 14
- 4 子ども 16
- 5 高齢者 18
- 6 障害者 19
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等 21
- 8 犯罪被害者等 22
- 9 中国帰国者等 23
- 10 様々な人権課題 24
- 11 インターネットによる人権侵害 25

第6章 推進体制

- 1 推進体制と役割 27
- 2 評価体制 27

付属資料

1	用語解説	28
2	「長野県人権政策推進基本方針」策定の経緯	29
3	長野県人権政策審議会答申(平成21年3月)	30
4	長野県人権政策審議会委員名簿	52
5	世界人権宣言	53
6	日本国憲法(抄)	57
7	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	61
8	わが国が締結している主な人権関係条約等	62

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

長野県における人権施策は、昭和22年（1947年）に長野県振興委員会に部落問題特別委員会を設置して以来、同和問題を中心に様々な人権課題への取組を推進してきました。

最近においては、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成9年（1997年）に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）が策定されました。

これを受けて本県では、「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を目指して、平成11年（1999年）に「人権教育のための国連10年長野県行動計画」（以下「国連10年長野県行動計画」という。）を策定し、様々な施策を実施してきました。

平成13年度（2001年度）末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が失効したことに伴い、昭和44年（1969年）以降実施してきた同和問題に関する特別対策事業は、一般対策に移行しました。

平成15年（2003年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、平成20年度（2008年度）を初年度とする長野県中期総合計画においては、「人権が尊重される社会づくり」を主要施策として位置付け、互いの“ちがいを尊重し合う共生社会や他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成を目指しています。

しかし、依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展など社会経済情勢の変化に伴う新たな問題が生じてくるなど、人権問題は多様化、複雑化してきています。

長野県では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」（平成21年（2009年）3月）を受け、県民の皆様のご意見をお聴きし、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。

長野県では、この基本方針に基づき、様々な人権課題の解決に向け、施策を推進していきます。

また、長野県中期総合計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針として策定するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「長野県人権教育・啓発推進指針」に代わるものです。

県民の皆様や企業、民間団体、市町村等においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

第2章 基本方針策定の背景

1 国内外の動向

20世紀において、人類社会に大きな惨禍をもたらした、二度にわたる世界大戦の反省から、昭和23年（1948年）、国際連合において「世界人権宣言」が採択され、世界に表明されました。

その後、国際連合では、この「世界人権宣言」を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約の採択が進められました。また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」、「国連寛容年」、「国際高齢者年」などの国際年を定め、世界中にその普及と協調行動を提唱してきました。

しかし、このような取組にも関わらず、冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化しました。

厳しい国際社会の諸問題を受け、平成6年（1994年）、国際連合は、平成7年（1995年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、その具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を示し、「人権という普遍的な文化」を構築するための取組を進めてきました。

更に、平成16年（2004年）、国連総会は全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択しました。

我が国においては、昭和22年（1947年）、「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。

昭和31年（1956年）には国際連合に加盟し、国際人権規約を始めとした多くの人権に関する諸条約が批准されるとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。また、我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申に基づく取組が進められてきました。

また、平成8年（1996年）、地域改善対策協議会（総務庁設置）は、内閣総理大臣等への「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」において、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」や「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」など、今後の重点施策の方向を示しました。

平成9年（1997年）には、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、国連10年国内行動計画が策定されるとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行されました。

この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」の答申や国連10年国内行動計画等を踏まえて人権教育・啓発を総合的に推進するための施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るため、平成12年（2000年）、議員立法により「人権教育

及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定されました。

国はこの法律に基づき、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発の取組が進められてきました。

この計画を踏まえて文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会は、「人権教育の指導方法等の在り方について」、[第一次とりまとめ]（平成16年（2004年））、[第二次とりまとめ]（平成18年（2006年））に続いて、平成20年（2008年）に[第三次とりまとめ]を公表しました。

2 長野県の取組

長野県では、「基本方針策定の趣旨」に記載したとおり、昭和22年（1947年）以降、同和問題を中心として女性、子ども、高齢者、障害者などそれぞれの分野ごとに課題解決に向けて各種施策を進めてきました。

最近10年間の取組としては、平成11年（1999年）には、国連10年国内行動計画を受けて、国連10年長野県行動計画を策定するとともに、この計画の推進及び進捗状況や効果などについて広く県民から意見を聴取するための「長野県人権啓発推進委員会」を設置し、県民一人ひとりが日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していけるよう、人権教育を進めてきました。

平成14年（2002年）には、同和問題について長野県部落解放審議会から「環境、教育、生活面での格差の是正など、なお残された課題については、その解決のため、同和施策という観点から、一般対策に差別の実態に則して工夫を加えつつ対応する」などの答申が出され、一般対策として取り組んできました。しかし、長野県人権政策審議会答申において「長野県が長野県部落解放審議会答申を具体化することはほとんどありませんでした。」と指摘されました。

また、平成15年（2003年）には、国連10年長野県行動計画による施策を一層推進するため、人権教育・啓発推進法の規定に基づき、県が実施する人権教育・啓発の方針として「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、県の人権教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。

平成16年（2004年）には、多様性を認め合い、一人ひとりが互いにかけてのいない人間として尊重される豊かな共生社会の実現を目指し、県の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「長野県人間尊重推進委員会」を設置しました。

地对財特法が平成14年（2002年）3月に失効し、経過措置期間を設定して実施してきた県単同和对策事業が平成17年（2005年）3月をもって概ね終了することから、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」を平成17年（2005年）、長野県議会2月定例会に提案しましたが、条例を廃止するには新たな人権施策を検討する審議会の設置が条例案として提出されるべきであるなどの理由により否決されました。

これらの経過を踏まえ、平成19年7月に「長野県人権政策審議会条例」が制定されました。

平成19年（2007年）12月、多様化、複雑化する人権課題に適切に対応した人権政

策をより総合的に推進する必要性から、知事は長野県人権政策審議会に対し、人権政策推進に係る基本方針について諮問を行い、平成21年(2009年)3月、審議会としては、どの人権課題も重要であると認識した上で、本県においては同和問題と外国人問題を特筆する人権課題であるとの答申がなされました。

また、平成19年(2007年)に策定された長野県中期総合計画においては、「人権が尊重される社会づくり」を主要施策として位置付け、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や県民等との協働による人権啓発を進めています。

第3章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権とは、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と語られています。

また、憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、人間として当たり前持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことです。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。

このような中であっても、「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

本県の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち「人権が尊重される長野県づくり」を基本理念とします。

なお、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが各人の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。

そのため、県民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。

また、人権の視点に立って施策を推進し、県民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。

第4章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進することにより、人権が尊重される長野県を築いていきます。

例えば、障害者の「自己実現、自立、社会参加」を実現するためには、ユニバーサルデザイン化や仕事づくりなどの具体的な施策が必要なように、福祉部門だけでなく、建設部門・労働部門など様々な分野が関係してきます。

このため、すべての県職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。

また、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権教育・啓発

県民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

長野県教育振興基本計画においては、人権尊重意識の高揚を図るため、「県民の人権問題に対する正しい知識の習得と理解の促進」と「学校・社会における人権教育の推進」を行うこととしており、その取組と連携しながら教育・啓発を行っていきます。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心の在り方（考え方）に関わることであり、押し付けにならないよう、自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。人権意識は日々の生活など様々な事柄を通じ、自ら考える中から培われるものであることを伝えていきます。

また、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

(1) 学校における人権教育

学校教育においては、様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取組を進めます。

取組に当たっては、人権尊重の意識及び様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「共に生きる心」を育むことが重要です。

このため、幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行うとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校や地域の実態に応じた多様な学習内容や学習方法を取り入れるなど、指導内容の充実や指導方法の工夫

を行うとともに、実践につながりやすい教材・資料を研究・開発します。

また、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校等相互の連携と、一貫した人権教育を進めるとともに、人権教育の基盤として児童生徒がいきいきと学べる学校、学級づくりを進めます。

更に、教職員が豊かな人権感覚を持ち、自らの姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることを自覚し、生命の尊厳を重んじ、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

(2) 社会における人権教育・啓発

社会教育においては、家庭・地域、企業・職場での自主的な人権学習が必要であり、地域の課題に応じた日常的で継続的な取組が求められます。

多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。

また、市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行われるよう、研修会の手法等について、情報提供を行います。

住民の身近なところで住民と共に活動する人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

ア 家庭・地域

家庭や地域には、家族のふれあいや地域住民の交流などを通じ、互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。

保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実にする支援を進めます。

地域においては、公民館活動による学習機会の提供など市町村の人権教育・啓発事業を支援します。また、ボランティア、NPO等が行う活動についても支援します。

イ 企業・職場

企業においては、法令順守や説明責任といった社会的責任が求められており、人権の視点での企業活動の推進が一層望まれるとともに、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのない働きやすい職場づくりを進めることが必要です。

企業の経営理念の中に人権尊重の理念を加え、そこで働く人々の人権意識を育むため、企業における人権教育の積極的な取組が求められます。

そこで、各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援も行います。

また、企業経営者等に対しては、社員の採用に当たって就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

(3) 人権啓発センターによる啓発

人権に関する情報の発信拠点として、人権問題に関する理解を深めるための資料展示や情報提供などの充実を図り、センターの利活用を促進するとともに、人権問題に関する有用な資料の収集・調査・研究に努めます。

(4) 効果的な啓発

人権を身近なものと感じることができるよう、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアやインターネット、公共交通機関やコンビニエンスストアなどを活用して効果的な啓発に努めるとともに、人権啓発イベントの開催、啓発ビデオの貸出し、リーフレットによる啓発など多様な機会の提供に努めます。

また、あらゆる人権問題を視野に入れ、県民のニーズに応じた研修内容・方法を創意工夫するとともに、参加者が主体的に学べる手法や実践につながるわかりやすい教材・資料を研究し、効果的に啓発を行います。

(5) 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修

人権が尊重される社会づくりには、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修を充実させ、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動に現れるようにすることが重要です。

そのため、公務員は一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く認識して、人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めることが不可欠であり、人権に関する研修の充実を図っていきます。

特に教職員については、幼・少・青年期という重要な人格形成期に教育活動を通じ、人権尊重の精神形成に大きな影響を与えることから、職種、経験年数など実情に即して、人権問題の現実に学び展望のある人権教育を進める研修の充実を図ります。

また、警察職員については、人権に配慮した警察活動が求められるため、人権に関する研修の充実を図ります。

消防職員についても、人命に関わる活動も多く、人権に配慮した活動が求められるため、人権に関する研修を行います。

医療・保健・福祉関係者については、医療・介護・相談などの業務を担っており、患者や利用者の人権に配慮した対応が求められるため、養成学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を要請します。

マスメディア関係者については、情報化の進展に伴い、その社会的役割や影響は、ますます大きくなっており、人権尊重の視点に立った取材や報道を行うことが求められることから、職場における自主的で、積極的な研修などの取組を要請します。

(6) 国・市町村、県民、関係団体との連携・協働

人権教育・啓発を効果的に行うには、国・県・市町村等の行政だけでは限りがある

ため、学校、家庭、地域、企業、NPO等との連携や協働を進め、県民の主体的な人権に関する取組を支援します。

(7) 人権教育・啓発に関する情報提供

様々な場所や機会を通じて行われている講演会、研修会など教育・啓発の取組をより効果的に行うため、人権に関する知識や教育手法など教育・啓発に関する有用な情報を収集し、適切に情報提供します。

3 人権相談・支援

県民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

(1) 総合相談体制の整備

人権課題に関しては、個別施策ごとに相談窓口を設けて対応しています。しかし、人権に関わる相談は、就労、福祉、教育など多岐にわたる分野での対応が必要な場合も少なくないため、人権問題に関する総合相談体制を整備し、問題の早期解決が図られるよう支援するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

(2) 国、市町村、関係機関との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国・県・市町村、人権擁護委員、NPOなど、人権に関わる幅広い関係機関・団体等と連携して対応します。

なお、NPO等の民間団体は、公的機関に比べ、より柔軟かつきめ細かな支援が行えるなどの特性があることから、民間団体との協働について検討します。

(3) 相談窓口等の周知広報

県民が、人権問題を自らの判断で解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、マスメディア・ホームページ・リーフレットなど、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

第5章 分野別施策の方向性

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別を受けている我が国固有の人権問題です。

県は、国の同和対策審議会答申（昭和40年（1965年）8月）及び県の部落解放審議会答申（昭和44年（1969年）12月）の精神を尊重しながら、同和問題の解決を県政の重要課題として、数次にわたり同和対策の総合計画を策定し、市町村を始め関係機関・団体と協議して、「差別のない明るい社会」の実現に向けて努力してきました。

国においては、昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、「地域改善対策特別措置法」、「地対財特法」による特別対策事業の取組などにより、生活環境の改善を始めとした物的な基盤整備は着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、同和問題に対する理解や認識も進み、全般的に大きな進展を見たことから、地対財特法に基づく特別対策は「概ねその目的を達成できる状態になった」として、平成14年（2002年）3月をもって終了しました。これ以降、教育・就労・産業等の面での格差の是正など、残された課題については、一般対策により対応することとなりました。

県においても平成12年（2000年）に部落解放審議会に対し、地対財特法終了後の本県の同和行政のあり方について諮問し、平成14年（2002年）1月には「環境、教育、生活面での格差の是正など、なお残された課題については、その解決のため、同和施策という観点から、一般対策に差別の実態に則して工夫を加えつつ対応する」、「教育・啓発は、人権・同和問題の解決に向けて引き続き積極的に推進していくべきである」などの答申が出され、県としても一般対策として対応するとともに、長野県人権教育・啓発推進指針に基づき教育・啓発に取り組んできました。しかし、長野県人権政策審議会答申において「長野県が部落解放審議会答申を具体化することはほとんどありませんでした。」との指摘がありました。

平成20年（2008年）6月に県が実施した「人権に関する県民意識調査」からは、依然として結婚問題に関して差別意識があることや同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査（平成13年（2001年）1月実施「人権問題に関する県民意識調査」）に比べ増加しているとの結果が得られました。

また、平成21年（2009年）の長野県人権政策審議会答申においては、同和地区では就労・教育・福祉等の課題がより集中して、より強く現れる傾向があるとともに、近年は、インターネット上での差別書き込みや、「部落地名総鑑」のインターネット上への流出など、情報化社会ならではの新たな問題も発生しているとしています。

なお、同和問題を口実に、高額図書購入などの不当な要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題解決を阻害する問題も引き続き発生しています。

(2) 基本方針

同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえ、相談・支援体制の強化と関係機関との一層の連携を図るとともに、就労、教育、福祉等の課題については、地域のニーズを的確に把握しながら、行政施策等の情報提供や各種制度の活用など、適切に対応していきます。

また、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題と人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組みます。

(3) 具体的施策の方向

ア 実効性のある相談体制の構築

- 相談者の状況に十分配慮し、総合的・専門的に対応できるよう、相談体制を整備します。
- 同和問題の固有性に配慮し、問題解決に向けた有用な助言・情報提供を行います。また、適切な関係機関の紹介やそれらと連携して問題解決への支援を行います。
- 隣保館は、住民の生活実態やニーズに応じた生活支援・自立促進などにおいて、大きな役割を担っていることから、総合的に活動を推進できるよう支援します。

イ 多様な手法による教育・啓発

- 県民一人ひとりが同和問題を理解できるよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて教育・啓発を行います。
- 本県におけるこれまでの同和教育において培ってきた考え方や手法を有効に活用し、効果的な教育等に努めるとともに、偏見に対する新たな手法による教育等について研究します。
- 隣保館を拠点とした学習機会の確保、地域住民の交流促進などの取組や、県民等が主体的に行う啓発活動などを支援します。
- 企業に対しては、公正な採用選考が行われるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。
- 県人権啓発センターでは、同和問題に関する情報の発信拠点として資料展示や情報提供、学習会への講師派遣を行います。また、県内隣保館と協力して有用な資料の収集・調査・研究を行います。
- 同和問題解決の妨げとなっている「えせ同和行為」をなくすため、同和問題に対する正しい知識と理解を広めるとともに、関係機関による情報交換や不当要求に対する毅然とした対応の徹底を図ります。

ウ 課題解決に向けた施策の推進

- 同和問題は、就労、教育、福祉など様々な分野にわたることから、全庁的な推進

組織の連絡調整を強化し、課題解決に向けて各種施策を的確に活用し、「自覚」「自立」「自己実現」を支援します。

- 同和問題に関して、未だ解決されない課題の把握方法や情報化社会における新たな課題への対応について検討します。

2 外国人

(1) 現状と課題

平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系ブラジル人が増加し、本県の外国人登録者数は、平成21年12月31日現在37,304人で、国籍別構成比でみると、中国29.0%、ブラジル28.5%、韓国・朝鮮12.1%、フィリピン11.1%、タイ6.4%、その他の国籍12.9%となっています。

また、ここ数年、定住者の長期滞在や永住資格取得者の増加など、ブラジル人や中国人の定住化傾向が見られます。

外国人への偏見や差別意識による人権問題として、就労差別や入居・入店拒否などが発生している現状があります。また、外国人の多くは、日本語の理解が十分でないため、地域で生活する上で近隣住民とのコミュニケーションがうまくできなかつたり、住民として必要な行政情報を含めた各種情報が伝わらず、孤立してしまうこともあります。

これらのことから、外国人に対する国籍、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ多様性を受け入れることで、地域住民の異文化理解の向上や国際感覚が育まれ、世界に開かれた地域社会を形成していくことが求められています。

また、生活面での課題としては、労働に関して、外国人の多くが派遣や請負などの非正規雇用として製造業に従事しているため、不安定な雇用形態にあること、医療においては、医療機関の受診時に言葉が不自由なため不安を感じる人が多いこと、教育では、言葉や家庭の経済的理由などにより、不就学児童生徒がいる等の問題が生じています。

(2) 基本方針

生活のあらゆる場面において外国人への偏見や差別意識が解消され、外国人がいきいきと生活することができるよう、国籍等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことができる多文化共生社会の実現を目指します。

(3) 具体的施策の方向

ア 多文化共生のための教育・啓発

- 学校や地域、企業において、外国人に対する偏見や差別をなくし、異文化を尊重し、

異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく多文化共生についての教育・啓発を行います。

- 学校において、日本と諸外国との歴史的関係を正しく理解・認識するための教育を行います。
- 地域住民と外国人との交流を通じて異文化の理解を深めます。

イ 外国人に対する生活相談・支援

- 相談窓口では、相談者の状況を十分理解し、個々の問題の解決に向けた情報提供・支援など、関係機関と連携して多言語で相談に応じます。
- 専門的な人権問題については弁護士等の専門家と連携し、多言語で相談に応じます。
- 医療機関において外国人が安心して必要な診療を受けられるよう、医療通訳者の人材養成や通訳派遣などの支援を行います。
- 外国人労働者の雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、関係法令等の企業への周知・啓発を図るとともに、労働相談による支援を行います。
- 日本語を十分理解できない外国人向けに多言語での情報提供を行うなど、コミュニケーション支援を行います。

ウ 教育環境の整備

- 外国人児童生徒が、環境に適応して学校生活を送ることができるよう、小・中学校・高等学校における支援の一層の充実を図ります。
- 外国人児童生徒の就学の機会を確保するとともに、不就学の児童生徒の減少を図るため、母国語教室に対し企業・県民と一体となって支援を行います。

3 女性

(1) 現状と課題

本県においては、総合的・計画的に女性行政を進めるため、昭和55年(1980年)に「長野県婦人行動計画」を策定して以降、4次にわたる女性行動計画により施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向け、国においては平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、県では平成14年(2002年)12月に議員提案により「長野県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

平成13年(2001年)3月には「長野県男女共同参画計画」を、平成19年(2007年)3月には「第2次長野県男女共同参画計画」を策定し、総合的・計画的に施策を推進してきました。

男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まり、様々な分野で女性が活躍する場面が増えていますが、固定的性別役割分担(性別を理由に役割を固定的に分けること)の意識が根強く残り、女性の社会的参画、特に意思決定過程への参画は遅れています。

また、出産・育児期に相当する年齢層の女性において離職者が増加し、その後も仕事に就けないというような状況が見られますが、出産・育児を経ても職業キャリアを中断することがなく、また男女が共に職業生活との調和を図りながら子育てや介護などの家庭生活を担っていくことのできる社会環境の整備が重要になっています。

女性に対する暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、社会的活動を束縛する重大な人権侵害で、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、配偶者等からの暴力防止対策が強化されていますが、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)に関する相談件数は、依然として多い状況が続いています。また、近年は若年層において恋人間暴力(いわゆるデートDV)に関する相談も増加傾向にあります。

また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪・ストーカー行為など、人権を侵害する事案も発生しています。

(2) 基本方針

「長野県男女共同参画社会づくり条例」及び「長野県男女共同参画計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを目指します。

(3) 具体的施策の方向

ア 男女共同参画社会づくりに向けた啓発

- 固定的性別役割分担意識の解消に向け、学校、家庭・地域、企業・職場において、男女平等教育や啓発活動の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所及び学校では、発達段階に合わせ、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図ります。
- 企業へは、労働教育等を通じて、労働基準法や男女雇用機会均等法の周知・啓発を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。
- 県の広報出版物等公的広報において、性別固定観念にとらわれない表現を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現などについて、メディアの自主的な取組を促します。

イ 行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画

- 県職員・教員の意識啓発及び人材育成を図り、女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用を促進するとともに、審議会等の女性委員の比率向上に努めます。
- 地域では、自治会や公民館等地域組織のリーダーを対象に、男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習の見直しに関する啓発活動を進めます。
- 企業の経営者等にポジティブ・アクションの推進を働きかけ、女性の管理職等への参画を支援します。

ウ 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり

- 県次世代育成支援行動計画等に基づき、男女が共に子育てに関わる意識の啓発や市町村の実施する多様な保育サービスの提供を支援するなど、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、出産・育児により女性の社会参加の機会が制限されることのないように努めます。
- 誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会づくりに向けた啓発を行います。
- 仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業を登録・表彰し、これらの企業をPRすることなどにより、企業の取組を促進します。

エ あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

- 「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づき、DVの防止に向けた地域のネットワークの構築や啓発を行います。
- 被害者の保護と自立を支援するため、関係機関と連携・協力して、相談・保護支援体制を強化します。
- 被害者に対する相談・支援の取組が強化されるよう、市町村に働きかけを行います。
- セクシャル・ハラスメント、性犯罪・ストーカー事案の防止と売買春・人身取引を撲滅するため、啓発・相談などの取組を進めます。

4 子ども

(1) 現状と課題

本県では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を推進するため、平成17年度(2005年度)を初年度とする「長野県次世代育成支援前期行動計画」(平成21年度(2009年度)まで)により取り組んできました。

人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化などが指摘されているとともに、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や児童虐待、児童買春・児童ポルノなど、懸念すべき状況にあります。

また、教育現場では、学力・体力の低下傾向やいじめ・不登校などが問題になっています。一人ひとりの多様な能力を伸ばし、夢を持って成長できる教育を推進する必要があります。

女性の社会参加に伴い、家事や育児と仕事の両立に対する負担感が大きくなっており、子育ての負担感や不安感を軽減するために子育て家庭への支援が求められています。

児童虐待は、子どもに対する最大の人権侵害であり、社会全体で早急に解決しなければならない重要課題ですが、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあります。

また、インターネットや携帯電話の普及により、違法・有害情報による青少年への

悪影響が懸念されています。

(2) 基本方針

長野県次世代育成支援行動計画に基づき、学校、家庭、地域において、子どもが安心して健やかに成長できる環境づくりを行います。

(3) 具体的施策の方向

ア 子どもの人権の啓発

- 子どもを健やかに育てるための環境づくりに努めるよう県民意識の高揚を図るとともに、児童虐待・いじめの防止などについての啓発を行います。
- 青少年の健全育成について、県民・関係業界・行政が協力して健全な環境づくりに努めるよう啓発を行います。

イ 人権に配慮した学校教育の推進

- いじめ、体罰を防止するため、教職員の人権感覚を磨き、人権教育を推進することにより、子どもの人権尊重意識の向上を図ります。
- 子どもには、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚の育成に努めます。
- 障害のある幼児児童生徒を正しく理解し、教育的ニーズに応じた学習支援を推進します。
- 外国人児童生徒への日本語指導など、学びの場のための環境整備を進めます。
- 不登校やいじめ等の悩みを抱える子どもや保護者に対して、学校、家庭・地域、関係機関が連携して支援するとともに、専門家等による相談支援を行います。

ウ 子育て支援の充実

- 家庭や社会全体で子どもを育てていくよう、育児や子どもに関する相談・支援を行うとともに、学習会等により子育てに関する情報提供を行います。
- 多様な保育サービスの提供などを支援し、子育てと仕事を両立して、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

エ 児童虐待の防止等子どもの安全確保

- 市町村との連携を強化するなど、児童虐待に関する通告及び相談体制を充実します。
- 児童虐待に速やかに対応するため、児童相談所における一時保護所の機能強化を図ります。
- 保健・医療・教育・警察など、関係機関の連携を強化し、市町村等身近な地域のネットワークづくりを支援することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもが被害者となる凶悪事件やその前兆となる声かけ事案を防止するため、学校関係者やボランティアと協働し、地域で子どもの安全を確保する取組を進めます。

5 高齢者

(1) 現状と課題

本県では、平成 21 年（2009 年）に、「長野県高齢者プラン」を策定し、高齢社会をめぐる重要な課題に対応した施策を推進しています。

長野県の高齢化率は、平成 21 年（2009 年）10 月 1 日現在、26.1%と、全国の 22.7%を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後も更なる少子高齢、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予測されています。

また、平成 18 年（2006 年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、市町村への高齢者虐待の通報・届出は平成 20 年度（2008 年度）、386 件ありました。

虐待を受けた高齢者の約半数が比較的重度の認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちませんが、認知症等で判断能力が不十分な人の権利を守るための制度である成年後見制度の利用はなかなか進まない状況にあります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような社会づくりが求められています。

また、高齢者が意欲と能力に応じて年齢に関係なく働くことができる社会が求められており、高齢者の安定的な雇用や再就職の促進が求められています。

(2) 基本方針

長野県高齢者プランに基づき、高齢者が健康長寿の喜びを実感できる社会を構築するため、高齢者がいきいきと生活できる社会づくりや高齢者の権利擁護を推進します。

また、介護サービスの質の向上や、介護保険制度の適切な運営に努め、高齢者の「くらし」と「いのち」のケアが一体的に提供される環境づくりを推進します。

(3) 具体的施策の方向

ア 高齢者の人権を尊重する意識の醸成

- 学校、家庭・地域において、高齢者への尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢者虐待防止に向けた啓発を行います。
- 認知症の高齢者について、家族や地域の理解を深めるために啓発を行います。

イ 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者が地域活動等を通じて社会参加ができるよう、生きがいづくり活動を支援します。
- 高齢者の豊かな経験や知識・技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるように支援します。

ウ 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢期の身体的な特性に配慮した医療・介護の一体的なケアが提供される環境づくりを推進します。
- 介護サービスの質の向上や介護保険制度の安定的な運営を行います。
- 認知症を早期発見し適切な対応を行うため、医療と介護が連携した支援体制づくりを推進します。
- 介護保険や高齢者虐待に関する相談については、市町村や関係機関と連携して対応します。
- 高齢者が地域で安心して快適に暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者向けの公営住宅の建設や個人住宅のバリアフリー化を支援します。

エ 高齢者の権利擁護

- 高齢者の虐待防止に向け、介護サービス事業者に対して研修を行うとともに、市町村が行う取組に関し、情報提供や助言を行います。
- 認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。
- 高齢者を振り込め詐欺や悪質商法等の被害から守るため、啓発や情報提供を行います。

6 障害者

(1) 現状と課題

本県では、平成 19 年（2007 年）3 月に、「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

本県の身体障害者の状況は、平成 21 年（2009 年）3 月 31 日現在、94,197 人で、高齢化、重度化が進んでいます。

知的障害者は、同日現在、14,525 人で、軽度者の割合が高くなっています。

また精神障害者は、同日現在、通院患者数（自立支援医療の精神通院に係る受給者数）は 26,610 人、精神科の入院患者は 4,581 人となっています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、施設に入所している方や精神科病院に入院している方の意向や人権の尊重に努めながら、障害者が地域で普通の生活ができることを目指し、従来の施設入所から地域生活の支援に施策の重点が転換されています。

しかし、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

障害者の地域生活移行を促進するためには、障害者に対する差別や偏見の解消、生活の場や就労等昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など、環境整備を進めることが重要となっています。

また、障害者の自立生活には就労が重要な課題であることから、平成 18 年（2006 年）10 月に施行された「障害者自立支援法」においては就労支援施策が強化され、これ

までの授産施設等での福祉的就労から民間企業等での一般就労への移行が展開されています。

しかし、障害者の雇用率は、平成 21 年（2009 年）の雇用状況報告（6 月 1 日現在）によれば、法定雇用率が適用される本県の民間企業では 1.72%と全国平均を上回っていますが、法定雇用率（1.8%）には達しておらず、未達成企業もあることから、一層の就労支援が求められています。

（2）基本方針

「長野県障害者プラン」に基づき、障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活をしていけるように障害福祉サービスの提供を行います。また、障害者が特別な存在としてではなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、県民の理解を一層深め、権利擁護や社会参加の促進が図られる施策を充実します。

（3）具体的施策の方向

ア 障害に対する理解の促進

- 地域社会の中で、障害者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障害や障害者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。
- 学校では、特別支援学校や障害者施設等との交流を始め、教育全体を通じて障害者に対する理解や、社会的支援・介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。
- 障害者との交流・コミュニケーション支援の充実やスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じて、障害者に対する理解の促進と社会参加を推進します。

イ 障害者の就労促進

- ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携して職業相談・求人開拓などを行い、障害者の一般就労を促進します。
- 一般就労が困難な障害者の経済的自立を支援するため、福祉的就労の場の提供を行うとともに、障害者授産施設等の受注機会の拡大を支援し、工賃の増大を図ります。
- 障害者の県職員としての採用に引き続き努めるとともに、採用対象者の拡大について検討します。

ウ 障害者の権利擁護の推進

- 障害者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、人権擁護のための相談・支援を行います。
- 障害者の権利を守るため、関係機関と連携して成年後見制度の普及・活用を促進するとともに、市町村及び社会福祉協議会の取組を支援します。
- 社会福祉施設や精神科病院において、障害者等の処遇や金銭管理等が適正に行われるよう、指導を行います。

エ 安心して生活できる地域づくり

- 障害者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、精神保健・医療などの相談・支援を行います。
- 障害者に限らず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設や病院等の公共的建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 障害者の活動範囲を広げ、社会参加を促進するため、移動が困難な障害者に対する移動支援や交通施設の整備を進めます。

7 HIV感染者・ハンセン病元患者等

(1) 現状と課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないものです。また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）の発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

本県ではHIV感染者・エイズ患者の人口当たりの届出数が全国的にも多い状況にあり、感染予防のための各種対策を推進するとともに、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要があります。

ハンセン病患者に対し、我が国では、かつて施設入所を強制する誤った隔離政策が採られてきた経緯があり、隔離政策が終結した後も、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などによって、家族や親族等との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

ハンセン病の元患者等に対する偏見や差別意識の解消を図ることが必要です。

また、ウイルス性肝炎、新型インフルエンザ等の患者等に対する差別・偏見の解消も図る必要があります。

(2) 基本方針

HIV／エイズ、ハンセン病等に関し、正しく問題を理解するための教育・啓発を行い理解を促進し、患者・元患者や感染者に対する偏見・差別の解消を図ります。

(3) 具体的施策の方向

ア 正しい知識の普及啓発

- HIV／エイズ、ハンセン病、ウイルス性肝炎等の感染症に関し、正しく問題を理解するための教育を行います。
- HIVについては、医療従事者向けに研修を行うとともに、学校では性教育との関連を考慮し学習を行います。
- ハンセン病については、患者に対する誤った隔離政策などの歴史を踏まえ、元患

者の生き方や思いに学ぶ交流や学習を進めます。

イ 検査・医療体制の充実

- 感染の不安を持つ者のプライバシーに配慮して、迅速かつ安心して検査が受けられるよう、保健所等において検査を実施するとともに、患者・感染者の社会的・精神的な問題を軽減するための個別相談・支援を行います。
- 患者・感染者が安心して医療を受けることができるよう、医療従事者の知識・技術の向上を図ります。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が直面している状況を踏まえ、その権利利益の保護を図るため、平成17年（2005年）、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

犯罪等の被害者やその家族は、生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショックや時として周囲の心無い言葉やメディアの取材などによる二次的被害を受けることにより、苦しめられることもあります。

本県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけています。しかし、関係機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とはいえず、施策に十分反映されているとはいえない状況にあります。

個々の犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じて適切に、かつ途切れることのない支援が求められています。

また、犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の置かれた立場を理解することが求められています。

(2) 基本方針

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるよう県民の理解を深めるとともに、関係機関によるネットワークを強化することにより、犯罪被害者等への支援を推進します。

(3) 具体的施策の方向

ア 犯罪被害者等に対する理解の促進

- 犯罪被害者等の直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、関係機関職員及び県民の理解を促進するための啓発を行います。

- 行政機関等の職員が、窓口や相談機関等で不適切な対応をして犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないよう、研修を行います。

イ 関係機関・団体の連携

- 犯罪被害者等のニーズは、生活上の支援を始め、医療・裁判に関する事など、極めて多岐にわたっていることを踏まえ、総合的に支援を行うために、司法・行政・医療等の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等の相互の連携を図っていきます。

ウ 適時適切な犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等の状況に応じ、犯罪被害者等が必要とする情報の提供、精神的被害に対するカウンセリング、犯罪被害給付制度による経済的支援、被害者の安全確保など、関係機関と連携して適時適切な支援を行います。

9 中国帰国者等

(1) 現状と課題

中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、本県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという事情から、県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員の配置などの支援を実施してきました。

平成20年度（2008年度）からは、国が老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設したことに加え、従来、国と県が担ってきた中国帰国者の生活支援をより身近な市町村の責務とし、援護施策の充実を図っていますが、日本での生活基盤を十分に築くまでには至っていない状況です。

(2) 基本方針

中国帰国者が、ふるさとで穏やかな日々を心豊かに過ごせるよう、市町村と連携して、生活支援を実施します。

(3) 具体的施策の方向

ア 市町村による取組の支援

- 帰国者等の地域生活における自立を支援していくため、日本語学習の支援など、市町村の取組を支援します。また、保健福祉事務所の中国帰国者支援相談員により、市町村の支援体制の整備に対して支援していきます。

イ 生活支援の実施

- 老齢基礎年金の満額支給の対象とならない65歳未満の帰国者に対し、経済的支援を行います。
- 永住帰国する残留邦人で在日親族がいない場合に、帰国後の日常生活面の相談・助言を行う身元引受人のあっせんなどを行います。

10 様々な人権課題

この他、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害などの人権課題についても、人権教育・啓発や支援に取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとは言い難い現状にあります。アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められています。

国では、平成20年（2008年）6月に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、有識者の意見を聞きながら、総合的な施策の確立に取り組むため、内閣において、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成21年（2009年）7月、今後のアイヌ政策のあり方についての報告書が提出されました。

県においては、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の理解を深めるため、教育・啓発に努めていきます。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更正の意欲がある場合であっても、周囲に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難になるなど、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が必要であるため、偏見や差別の解消に向けた啓発を行います。

また、高齢又は障害を有するために、出所後に福祉的支援を必要とする人の社会復帰及び再犯防止を支援します。

(3) 性的指向及び性同一性障害

平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者に関する施策の進展が図られています。

県においては、人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別を解消するため、教育・啓発を行います。

(4) ホームレス

ホームレスの自立支援やホームレスになることを防止するため、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得て問題を解決することを目的に、平成14年（2002年）8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

この法律に基づき、毎年全国調査が実施され、県内のホームレスの数は、平成 21 年（2009 年）1 月現在 13 人（全国は 15,759 人）となっていますが、生活場所を移動しているホームレスもいるため、正確な実態把握は困難な面があります。

しかし、経済的自立が困難なことや通行人等に暴力をふるわれるなど、人権問題が起きており、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発を行います。

また、個々のニーズに基づき生活保護を適用するなど、ホームレスへの生活支援を行います。

（5）北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であることから、北朝鮮に対し直接的な働きかけを行うとともに、国際会議等の場や二国間の会談・協議等のあらゆる機会を捉えて、問題の早期解決を図ることが求められています。

拉致問題への取組に当たっては、広範な国民世論の支持と理解が不可欠であり、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、国と連携を図りながら、人権侵害問題についての県民世論の啓発を行います。

11 インターネットによる人権侵害

（1）現状と課題

インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板を利用したネットニュースなどは、発信者の匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など、人権に関わる問題が発生しています。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況を排除し、特定できない場合は、プロバイダに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規制を促すなど、個別に対応しているのが現状です。

学校や社会における人権教育において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について周知するとともに、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実する必要があります。

（2）基本方針

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため、啓発を行うとともに、インターネットを介したいじめや人権を侵す事例に対しては、関係機関と連携して適

切に対応します。

(3) 具体的な施策

ア 学校・社会における教育・啓発

- 学校において、インターネット・携帯電話などを正しく利用するためのルールやマナーの指導を行います。
- 児童生徒、保護者、教員、地域住民等に対する講習会の開催を支援します。

イ サイバー犯罪への適切な対応

- インターネット上に掲載された情報が人権を侵害する場合には、人権を侵害された人に対し、プロバイダ等への削除依頼の助言を行います。
- サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、あらゆる法令を適用した適切な措置を講じます。

第6章 推進体制

1 推進体制と役割

(1) 国・県・市町村

人権政策の効果的な推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。

- 県においては、同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害者など、それぞれの人権課題に関わる部局により取組を進めるとともに、全庁的な推進組織である「長野県人権施策推進協議会」のもと、総合的に人権施策の推進を図ります。
- 国においては、法務局が人権問題に関わる紛争処理や啓発の役割を担っています。県としては、法務局や人権擁護委員、市町村等と構成する人権啓発活動ネットワーク協議会において、連携して啓発を進めます。
- 市町村においては、県民に身近な基礎自治体として、地域の状況に応じた人権問題についての取組が求められています。県としては、情報提供を行うとともに、連携して施策を推進します。

(2) 県民・NPO等

企業・地域、教育機関、市民団体・NPO等が、それぞれの立場で、人権問題に対する自主的な取組を進めています。

人権が尊重される社会は、行政による取組だけでなく、県民一人ひとりの主体的な行動により築き上げられていくものであり、県民による積極的な取組が求められます。県としては、県民による効果的な取組への支援を行うなど、県民との協働を進めます。

2 評価体制

社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、長野県人権政策審議会に意見を求めるとともに、政策評価制度を活用して定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

付 属 資 料

1 用語解説

HIV／エイズ	HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気の総称をエイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）という
NPO	Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の略。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、住民が主体的に取り組む活動を行う団体。民間非営利組織。
高齢者虐待	養護者や養介護施設従事者等が、養護する高齢者に行う次の行為 ・身体的虐待 ・ネグレクト（介護・世話の放棄・放任） ・心理的虐待 ・性的虐待 ・経済的虐待
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。（例：男は仕事、女は家庭）
サイバー犯罪	主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称
児童虐待	保護者やその監護する児童に対して行う次の行為 ・身体的虐待 ・性的虐待 ・ネグレクト（養育の怠慢・拒否）・心理的虐待
性的指向	性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かう概念のこと
性同一性障害	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないために、社会生活に支障をきたす状態
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になったり、判断能力が失われたりした人について、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や契約締結等を行い、本人の権利を守る制度
セクシャル・ハラスメント	相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
デートDV	思春期・青年期の親密な関係にある者の中で起こる暴力
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も等しく有している平穏な普通の生活を送る権利を保障しようとする考え方
パワー・ハラスメント	一般的に「上司などからの職権を使った嫌がらせ」の意味で使われている
ハンセン病	らい菌による感染症の一種で、慢性炎症性の疾患。しかし、らい菌の病原性は低く、たとえ感染しても発病することはまれである
ポジティブ・アクション	積極的改善措置。社会のあらゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差改善のため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画するという考え方

2 「長野県人権政策推進基本方針」策定の経緯

年 月 日	内 容
平成19年 7月17日	「長野県人権政策審議会条例」公布、施行
12月 7日	第1回人権政策審議会開催 「長野県人権政策推進に係る基本方針について」諮問 (以後、平成21年3月23日の答申までの間、計11回開催)
平成20年 2月22日 ～ 3月28日	人権課題に取り組まれている団体から、人権に関する意見を募集
6月	「人権に関する県民意識調査」実施
平成20年 7月24日	平成20年度第2回人権政策審議会開催 人権課題に取り組まれている団体からの意見聴取
平成21年 3月23日	長野県人権政策審議会 答申 審議会 矢崎会長から村井知事に「長野県人権政策推進に係る基本方針」について答申
6月 9日	長野県人権施策推進協議会幹事会（第1回）開催
10月21日	長野県人権施策推進協議会幹事会（第2回）開催
11月18日	平成21年度第1回人権政策審議会開催 「長野県人権政策推進基本方針（案）」を審議
11月19日～ 12月18日	「長野県人権政策推進基本方針（案）」に対する県民意見募集 (募集結果 34個人・団体、189件)
平成22年 1月15日	企画調整委員会幹事会、長野県人権施策推進協議会幹事会（第3回）合同開催
1月26日	企画調整委員会・長野県人権施策推進協議会委員会 合同開催
2月12日	「長野県人権政策推進基本方針」 公表
2月15日	「長野県人権政策推進基本方針」 県議会へ報告

3 長野県人権政策審議会答申（平成21年3月）

I はじめに

これまで長野県における人権施策は、昭和22年(1947年)に長野県振興委員会に部落問題特別委員会が設置されて以来、同和問題を中心にさまざまな人権課題への取組が推進されてきました。その後、平成14年(2002年)3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」が失効し、県単同和对策事業の経過措置が概ね終了することから、平成17年(2005年)2月県議会において、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」が提案されましたが、同和問題がなくなったわけではないことから、「廃止するには新たな人権政策を検討する審議会を条例案として提出されるべき」として否決されました。

この経緯を踏まえて、平成19年(2007年)7月17日に長野県人権政策審議会条例が制定され、人権政策に関する調査審議をする本審議会が設置されました。

他方、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定され、地方公共団体の責務を明らかにして施策を推進することとなり、長野県では、平成15年(2003年)4月に「人権教育・啓発推進指針」を策定し、人権施策を推進しています。また、女性、子ども、高齢者、障害者などについても、従来から福祉、教育・啓発、就労など、それぞれの担当部局においてさまざまな施策が推進されているところです。

しかし、最近の社会情勢から、県内においても新たな人権課題が浮上しています。例えば、平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改定により、県内でも急増している日系ブラジル人を中心とした外国人登録者に係る各種の課題や、インターネットを媒体とするいじめや人権侵害など、深刻な事態も見られます。

このように、同和問題とその他の人権課題も含めた新たな方向性や施策が求められているという設置趣旨に沿って、本審議会では、まず関連団体からの意見募集・ヒアリングと県民の人権意識調査を行いました。そしてこれらの内容を分析・検討した結果、同和問題と外国人施策に力点をおいてこの答申を作成するに至りました。

長野県民一人ひとりが、互いの能力や個性などを認め合い、輝いていきいきと暮らせるように、研修や交流活動などを積み重ねながら、人権を尊重し差別を許さない社会的風土、いわゆる人権文化を培うとともに、本県における人権政策を推進されるよう要望するものです。

II 人権政策の基本理念

1 人権の捉え方

人類の歴史は、人間の尊厳を守るための歴史とも言われており、日本国憲法には、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

人権の概念(意義)として、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われています。また、憲法では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

また、国の人権擁護推進審議会答申では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」としています。

人権は、個々人が社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当たり前にもっている固有の権利といえます。また、差別やいじめなどにより人間の尊厳や個人の尊重などを侵されないことと捉えることもできます。

なお、権利の行使にあたっては、必ずしも無制約ではありません。他人の人権との衝突の場面も出てきます。その場合は、他人の人権との調整が必要になります。

社会が複雑化し、個々人の権利意識が高まり、価値観が多様化するにつれ、従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。しかしながら、人権をどのように考えるかは「人間の尊厳」を原点として捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

人権政策として取り組む基本的視点は、人権の理念である「生命」、「自由」、「幸福追求」が尊重されるものでなければならず、さらには、個々人が希求する「自己実現、自立、社会参加」の実現できる社会づくりを目指すものでなければなりません。

人権が尊重される社会とは、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め、「ノーマライゼーション」の理念に沿ったすべての人が互いに支えあいながら、共に生きる社会でもあります。

昨今の国内情勢が、経済の停滞、不安定就労、過重労働や将来への不安や期待が持てない状況の中で、残虐な殺人事件、自殺、いじめ、虐待など人間の尊厳を脅かす現象が見受けられます。従来の物質的な豊かさを求める社会から、今後は心の豊かさを求める社会への変化に対応した政策が求められます。

人権政策を進める方向性としては、行政施策を人権の視点にたった施策として実施すること、また県民一人ひとりが人権とは何かを理解し、人権意識の高揚を図る施策を実施することが必要です。

人権意識を高めるためには、まずは、人権教育・啓発を進めることが必要ですが、これは一人ひとりの心の在り方(考え方)に関わることでありますので、押し付けにならないよう、理解と共感を得られる工夫が必要です。

人権尊重の意識は「差別をしない、させない、許さない」ことを基本として、各人が日々の生活などさまざまな事柄を通じ、自ら考える(自問自答する)中から培われるものであることを伝えることも必要です。

III 長野県における近年の取組と本審議会

1 人権関係法令及び長野県の取組

昭和22年(1947年)5月、主権在民のもとに国際平和を誓うとともに、法のもとにおける平等と基本的人権の尊重をうたう憲法が施行され、以来60年が過ぎました。この間、差別撤廃と人権意識向上において一定の成果を得てきたといえますが、他方、少子高齢化、国際化、情報化などの社会変化のもとで、人権課題も大きく変貌してきています。

国では、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」(同対法)を制定し、地域改善対策特別措置法(地対法)を経て、昭和62年(1987年)から地対財特法に基づいた同和対策が平成14年(2002年)3月をもって終了し、新たな段階に入りました。(以下上記3法を「特別措置法」という)これに先立って、平成11年(1999年)には男女共同参画社会基本法が制定され、平成13年(2001年)にはハンセン病問題の検証がなされるなど、21世紀を人権の時代とするにふさわしい取組が始まりました。

長野県における人権・福祉に関する条例としては、長野県福祉のまちづくり条例(平成7年(1995年))と長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年(2002年))が制定されています。

平成12年(2000年)には長野県人権啓発センターを千曲市に開設し、人権啓発の拠点施設として情報を発信するとともに、平成15年(2003年)4月に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、更には「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業補助金交付要綱」を定め、同年度から公募による助成事業を行い、平成20年度まで68事業を採択しました。

平成16年(2004年)10月には、多様性を認め合い、一人ひとりが互いにかけてあげのない人間として尊重される豊かな共生社会の実現を目指し、県の施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に「長野県人間尊重推進委員会設置要綱」が定められました。平成17年(2005年)10月には同委員会が設置され、平成19年(2007年)10月に「各委員のメッセージ」、「委員会の開催記録」などをまとめた「活動記録」が長野県に提出され、設置要綱は12月に廃止されました。

また、平成19年(2007年)に長野県中期総合計画を策定し、その主要施策のひとつとして「人権が尊重される社会づくり」を掲げ、互いの“ちがいを”尊重し合う共生社会や、他人に配慮し互いに信頼し合える社会の形成をめざし、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚や、県民等との協働による人権啓発が進められています。

2 本審議会の設置背景と目的

(1) 部落解放審議会

長野県では、これまでに同和問題に関するさまざまな施策が行われてきましたが、特別措置法が失効(平成14年(2002年)3月末)するにあたり、今後の長野県の同和对策のあり方について、平成14年(2002年)に長野県部落解放審議会から答申されました。

この答申の中では、今後の施策の基本的な方向、同和問題解決のための施策の方向としての教育・啓発のあり方、今後の部落解放審議会のあり方として名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきであるなどといった内容の提言がありました。しかし平成14年(2002年)6月以降、部落解放審議会が開催されることはありませんでした。

(2) 人権政策審議会の設置

長野県では、特別措置法の失効や、経過措置期間を設定し実施してきた県単同和对策事業が平成17年(2005年)3月をもって概ね終了することから、部落解放審議会を廃止する条例案を平成17年(2005年)2月議会に提案しました。しかし、「同審議会条例を廃止するには、新たな人権施策を検討する審議会を条例案として提出されるべきである等」の理由から否決されました。

その後、平成18年(2006年)12月に県議会人権施策推進議員連盟から、部落解放審議会答申に応え、また、長野県としての今後のさまざまな人権問題に関する施策の方向性を明確にするための審議会を設置するよう要望が出されました。

長野県ではそうした県議会の意見を重視し、平成19年(2007年)7月17日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をするため、本審議会を設置しました。

(3) 基本方針(仮称)策定に向けて

長野県の人権行政のより総合的な推進が求められる中、社会の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針の策定に向けた答申を出すよう、長野県から本審議会に諮問

がなされました。

この諮問を受け、本審議会においては、長野県の人権課題の問題点の洗い出しや分析を行い、これまでの取組を総括し、今後の人権政策の基本的な考え方や課題と方向性をとりまとめました。

IV 長野県における人権に関する実態

1 人権課題に取り組まれている団体からの意見

(1) 諸団体からの意見募集

平成20年(2008年)2月22日から3月28日の間、長野県公式ホームページ等で、人権問題に関係する団体等から意見募集を行いました。

この募集に対して、37団体等(女性に関する団体6、子どもに関する団体7、高齢者に関する団体1、障害者に関する団体11、同和問題に関する団体7、外国人に関する団体1、その他の団体4)から、「現在抱えている課題の現状や解決に向けた取組」、「取組を進める上での課題」、「県など行政や地域住民の関わり、協力」、「その他」について、幅広くご意見をいただきました。

(2) 3団体からのヒアリング

この意見を踏まえ、同和問題、外国人問題については、本審議会として、さらに踏み込んで状況を確認したいということで、平成20年(2008年)7月24日に3団体(特定非営利活動法人人権センターながの、長野県隣保館連絡協議会、財団法人長野県国際交流推進協会)を招いて意見交換を行いました。

同和問題については、結婚問題などで深刻な差別が依然として解消されていないだけでなく、いざ相談したいときに相談先が見当たらず困ったという深刻な実態のほか、隣保館(県内24箇所)の活動では、専門の相談員設置や巡回相談を積極的に実施して相談件数の多い隣保館がある一方で、相談機能を十分に果たしきれない隣保館があったり、会議室の利用を地域に開放している隣保館、利用者を制限している隣保館があるなど、その利用状況にばらつきがあるなどの状況が報告されました。

外国人については、日常生活上の問題への相談体制・実態のほか、不就学児童問題などの実態報告がされました。

(3) その他

女性の登用実態などについては、長野県男女共同参画審議会の資料等をもとに確認・検討されました。

また、長野県多文化共生研究会が行った外国籍県民に関するアンケート調査結果が提供され、実情を把握しました。

2 県民意識調査とその結果

(1) 調査方法と回答者属性

平成20年(2008年)6月に層化二段無作為抽出により、満16歳以上の県民3,000人を対象に郵送により県民意識調査を行いました。

質問は27項目30問で、「人権問題全般」、「主な人権課題に関する意識」、「人権課題の解決のための方策」について調査を行いました。

なお、質問項目は、比較の便宜等を考慮して、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」(平成19年(2007年)6月)と本県の前回調査(平成13年(2001年)1月)をベースに、本審議会設置の経緯と目的に照らして必要な項目を付加しました。

回答者数は1,519人で、回答率50.6%、男性よりも女性から多くの回答をいただき、年齢別では50代以上の方がおよそ60%を占めています。

(2) 調査結果

① 人権意識・関心と要望

「人権は重要であるか」との質問に、「そう思う」と回答した方は70%を超え、「人権問題に関心はあるか」という質問には、「少し」を含めて関心があると回答した方は85.0%となっています。

「自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」との質問では、およそ3人に1人が「ある」と回答しており、「ある」と答えた方のうち、60.3%の方が「悪口・噂」を、36.7%の方が「仲間はずし」を人権侵害の内容としてあげています。その人権侵害が起こった場所(複数回答)については、「職場」が50.2%、次いで「地域社会」が44.6%となっています。「もし人権侵害されたと思った場合にどうするか」との質問に対して、「誰かに相談する」が48.4%と最も高く、次いで「相手に抗議する」が19.8%、「黙って我慢する」が17.2%となっています。

「長野県は人権意識が定着した住み良い県か」という質問には、「どちらともいえない」が41.6%を占めましたが、「そう思う」9.4%、「まあそう思う」29.2%という肯定的回答が38.6%ありました。

「長野県における過去10年間の取組について知っているかどうか」という質問では、「人権・男女共同参画課」が51.5%、以下、「人権啓発ポスター」が34.0%、「児童虐待・DVホットライン」が33.0%で、最も低い「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」は4.7%にとどまりました。

人権にかかわる国際的なことから見聞きしたものでは、「世界人権宣言」が60.9%と最も高く、次いで「人種差別撤廃条約」が46.7%、「アパルトヘイト」が45.8%、「難民条約」が35.0%で、最も低いのは「アムネスティ」の10.1%でした。

「人権課題の解決にあたって、どのような啓発広報活動が効果的か」との質問には、回答率の高いものから順に「テレビ・ラジオ」が54.8%、「講演会や研修会」が46.2%、「新聞・雑誌・週刊誌」が37.3%、「広報誌・パンフレット・ポスター」が36.1%となっています。また、今後、県として力を入れてほしい施策に対する質問では、「学校内外の人権教育の充実」が57.5%、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」が47.5%、「啓発広報活動の推進」が47.1%、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」が44.8%となっています。

② 分野別

◇総論 「関心のある人権に関わることがら」との質問には、「障害者」が67.5%、「高齢者」が60.6%、「子ども」が52.5%と50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が48.4%、「女性」が47.9%、「インターネットによる人権侵害」が42.9%、「同和問題」が34.9%の順となっています。

◇女性 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「職場における差別待遇」が53.5%、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつけること」が47.8%、「家庭内における夫から妻に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」が44.9%の順になっています。

◇子ども 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「仲間はずしや無視・いじめを

- 行うこと」が82.0%、「食事を与えないなど子育てを放棄すること」が78.7%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が70.5%の順になっています。
- ◇高齢者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「地域、家庭等とのつながりがない独居老人の孤独死」が57.7%、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」が54.2%、「経済的に自立が困難なこと」が52.1%、「悪徳商法の被害者が多いこと」が52.1%の順になっています。
- ◇障害者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」が64.5%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が56.9%、「差別的な言動をすること」が44.9%の順になっています。
- ◇アイヌの人々 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が53.4%となっています。
- ◇外国人 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が59.5%、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」が39.3%、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」が34.9%の順になっています。
- ◇H I V感染者 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.9%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が44.8%、「差別的な言動をすること」が38.1%の順になっています。
- ◇ハンセン病患者等 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が54.1%、「結婚問題で周囲が反対すること」が47.0%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が38.4%の順になっています。
- ◇犯罪被害者等 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が73.2%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が63.5%、「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」が58.9%の順になっています。
- ◇インターネットによる人権侵害 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が75.8%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が70.7%、「差別を助長する表現を掲載すること」が43.4%の順になっています。
- ◇ホームレス 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「経済的に自立が困難なこと」が61.8%、「通行人等が暴力をふるうこと」が52.1%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が41.1%の順になっています。
- ◇性的指向及び性同一性障害 「どのような人権問題があると思うか」との質問に、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」が62.5%、「差別的な言動をすること」が42.1%、「職場、学校において、嫌がらせをすること」が32.2%の順になっています。
- ◇同和問題(本審議会において重要な課題としたため前回調査との比較を記載。)
- ・ 「どのような人権上の問題があるか」との質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が62.5%、次いで「身元調査をすること」、「差別的な言動をすること」がそれぞれ30%以上となっています。
 - ・ 「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると知った場合、あなたはどうしますか」との質問に対しては、「賛成」「子どもの意志尊重」は67.1%(前回調査76.1%)、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」が27.0%(前回調査18.0%)、

「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%、「絶対に認めない」が2.2%となっています。

- ・ 未婚の人に対する「あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらどうしますか」との質問には、「家族や親戚の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が59.7%（前回調査52.4%）、「自分の意志を貫いて結婚する」が22.8%（前回調査 27.8%）、「反対があれば結婚しない」が17.5%（前回調査17.0%）となっています。
- ・ 「同和問題の解決に対するあなたの考え方に近いものはどれですか」との質問に対しては、「しかるべき人が解決してくれる」、「直接関係のない問題」、「そっとしておけば自然になくなる」、「差別はなくなるらない」、「よく考えていない」と回答した人の合計が61.1%（前回調査58.0%）、「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人は29.6%（前回調査35.1%）となっています。

V 分野別施策の現状・課題と方向性

本審議会としては、どの人権課題も重要であると認識したうえで、諸団体からの意見募集・ヒアリング、県民意識調査結果の分析等、人権課題についてのこれまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、本県においては同和問題と外国人問題が特筆する人権課題であると判断するにいたりました。そこで、以下の記述では、同和問題、外国人問題を冒頭におくこととしました。

I 同和問題

(I) 現状と課題

① 同和問題の基本認識

昭和40年（1965年）に出された「同和对策審議会答申」（同対審答申）では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘されています。

この答申を受けて、同和問題の解決に向けて、「同対法」が制定され、さまざまな施策が行われ、対象地区の環境改善などでは、一定の成果をあげてきました。また、長年にわたる同和教育・社会啓発により、人権尊重・人権確立をめざす県民意識の高揚が図られ、差別をなくそうと取り組む実践者も増えてきました。

しかし、これによって同和問題は解決されたかといえば、残念ながら未だ道半ばと言わざるをえません。それどころかインターネットを利用した新たな形態による差別も発生してきています。こうしたことを踏まえ、同和問題の解決に向けて一步でも前進するためには、県の責務として、また県民一人ひとりの課題として、今後も取組を進める必要があります。

② 同和問題解決への取組経緯

ア 国、長野県の取組経緯

国は、同対審答申を受け、昭和44年（1969年）に同和行政に法的根拠を与える「同対法」を10年間の時限立法として制定しました。同法はその後3年延長され、昭和57年（1982年）

には「地対法」（5年間の時限法）が制定されました。さらに、昭和62年（1987年）には「地対財特法」（同じく5年間の時限法）が制定されました。

平成4年（1992年）には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が5年間施行され、さらにこの法律が平成9年（1997年）には5年間延長されました。同法は平成14年（2002年）3月末に失効し、これをもって特別対策という手法による同和対策は終了し、以後は一般対策に工夫を加えて取り組むこととされました。

また、平成9年（1997年）には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が制定され、推進本部も設置されました。さらに、平成12年（2000年）には「人権教育・啓発推進法」が制定され、平成13年（2001年）には人権擁護推進審議会から答申「人権救済制度のあり方について」が出されました。

長野県における同和施策は、国の「同対法」の施行よりも、かなり早い時期から行われてきました。

長野県は昭和22年（1947年）に、長野県振興委員会を設置し、その中に部落問題特別委員会を設け、部落差別をなくすための方策を諮問し、翌昭和23年（1948年）には「部落問題対策の答申」を受けています。その内容は、劣悪な部落の実態と差別の状況を踏まえ、「部落解放なくして日本社会の民主化なく、日本社会の民主化なくして部落の解放なし」との基本認識のもと、「経済生活の安定」「旧慣陋習（きゅうかんろうしゅう）よりの脱却」「青年層による解放運動の活発化」など、具体的な施策の必要性を示したものでした。これを受け長野県は、規定を定め、長野県部落解放委員会を設置しました。これは昭和27年（1952年）に、条例に基づき設置された長野県部落解放審議会の前身であり、この部落解放審議会の設置こそが、全国に先駆けた長野県独自の同和行政の開始を告げるものでした。

この頃から、長野県独自で農機具貸与制度、部落解放更生資金制度、環境改善補助制度、経済更生補助制度、部落高校生への奨学金制度、県内初の隣保館設置支援、部落解放モデル地区指定などの施策を行いました。また、続発する深刻な差別事象に対し、同和問題への県民の理解を深めるために、冊子『開け行く日本』（昭和26年（1951年））、『同和教育のために』（昭和27年（1952年））を刊行し、市町村・学校へ配布しました。

昭和44年（1969年）には、社会部厚生課に同和係を置き、昭和46年（1971年）には同和対策室を設置し、その翌々年に同和対策課設置に至りました。

長野県部落解放審議会は、昭和44年（1969年）に答申を行いました。この答申により「同対法」のもと、長野県においても本格的・具体的に同和対策事業を実施する体制ができあがりました。しかし、実際に各地域で同和対策事業が展開されたのは、10年の時限立法の後期5か年に入ってからでした。

以後長野県は、国と協調しながら、同和問題の解決を「県政の重要な柱」として施策を行ってきました。

平成14年（2002年）3月の「特別措置法の失効」を前に、平成12年（2000年）に長野県は、部落解放審議会へ「地対財特法」期限後の本県の同和行政のあり方について諮問し、同審議会は平成14年（2002年）1月に答申を出しました。

イ 「同和対策特別措置法」は事業法

同和対策が、「特別措置」の「事業」として着手されたのは、「同対審答申」が部落差別の実態について認めているように、その深刻で悲惨な事実に対応するためでした。

こうした手法によって緊急に、集中して取り組まなければならない同和地区の実態があったからです。

同対審答申は、「(同和問題の) 解決は国および地方自治体の責務であり国民的課題」であるとし、「同和对策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われている感があるが、その正しい位置づけがなされないと差別的な特殊行政となるおそれがある」「同和行政は過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない」と指摘しています。「同和对策事業」は、一般対策で放置されてきた問題を早急に是正する「施策」でした。

昭和44年(1969年)の長野県部落解放審議会答申は前文で、「同対法」について「本法はその名称が示す通り事業法であり、(中略) 同和对策審議会の答申に必ずしも充分応えるものではない」と言明し、「しかし、この立法措置によって永い間差別に苦しむ部落大衆を中心にひたすら解放を願う多くの国民の強い要求がようやくここに実現の端緒を得た。このことは部落解放の歴史とひいてはわが国社会の民主化にとって画期的意義を担うものである」と明記しています。

ウ 特別措置法の失効と「一般対策への移行」

平成14年(2002年)4月、国は同和施策を「特別対策」から「一般対策」へ移行して進めることとしました。この方針を打ち出した国の地域改善対策協議会(地対協)の意見具申(平成8年(1996年))は、「これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状態になった」とし、「教育、就労、産業等のおお残された課題については、その解決のため」「一般対策に(工夫を)加えつつ対応する」としました。意見具申は、地対財特法が失効した後は、一般対策によって同和施策を行うとしたのです。

これに関して意見具申は、「一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」と指摘し、さらに、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」とも指摘しています。

エ 長野県部落解放審議会答申

長野県知事から「地対財特法」期限後の同和对策のあり方について諮問された長野県部落解放審議会は、平成14年(2002年)1月に答申を出しました。その概略は、次のとおりです。

- ◇ 同和問題に関する基本認識では、「国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向け一層主体的に努力していかなければならない」「これまでの成果を踏まえ、就労、教育等の課題や依然として差別事象があとを絶たない現状を受け、同和行政を進める必要がある」と指摘しています。
- ◇ 今後の基本的方向では、「残された課題は一般対策に工夫を加えつつ対応する」とし、「同和行政をあらゆる差別をなくする総合政策の原点として位置づけ、教育・啓発を中心とした適切な措置を講ずる」と指摘しています。
- ◇ 同和問題解決のための施策の方向では、「引き続き県民意識調査などの実施が必要」「人権問題は複雑化、多様化しており専門的な立場からの具体的な対応」「相談しやすい身近な総合的窓口体制整備」「条例の制定に主体的な検討」が必要と指摘しています。

- ◇ 教育・啓発のあり方では、「同和問題を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点から推進方法の再構築が必要」と指摘しています。
- ◇ 県の体制では、「施策の推進にあたっては、全庁的な取組が必要」「新たな行政機能の充実の検討」が必要と指摘しています。

オ 県部落解放審議会答申と長野県・長野県議会の対応

長野県部落解放審議会は、上記の答申を行いました。長野県がこの答申を具体化することはほとんどありませんでした。長野県は、平成17年(2005年)2月県議会において、「長野県部落解放審議会条例を廃止する条例案」を提案しました。しかし、これは長野県議会において、「廃止するには新たな人権政策を検討する条例案が提出されるべき」などとして否決されました。

カ 人権政策審議会の設置

その後長野県は、部落解放審議会答申を尊重することが十分ではなかったとし、また長野県議会の意見を重視し、平成19年(2007年)7月17日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をする本審議会が設置されました。

③ 同和問題の現状

同和問題の現状を捉えるにあたっては、差別の現実＝同和審答申に言う実態的差別（被差別部落の実態）と心理的差別（人権侵害・差別事象）の現実がどうなっているか、また、県民意識がどうなっているか、を注視しました。

ア 就労、教育、福祉、人権侵害

先の長野県部落解放審議会答申は、同和地区では就労、教育、福祉などの面で課題を抱えていることを指摘しています。長野県における同和地区の実態調査は、平成5年(1993年)以降行われていないことから、現在の正確な数字を挙げることはできませんが、県内のいくつかの市町村が近年行った調査から、就労、教育、福祉などの面での課題のほか、文字の読み書きに困難を抱えている方が存在していることなどが明らかになっています。

もちろんこうした課題は、同和地区だけの課題ではありませんが、同和地区ではこうした課題がより集中してより強く現れる傾向があります。また、同和問題がかかえる固有の課題があることも、指摘しておかなければなりません。

人権侵害（差別事象）は依然としてあとを絶っていません。表面化する事象は氷山の一角で、そのほとんどは表面化しないという現状があります。

特に結婚問題には依然として多くの課題があります。従来「越えがたい壁」と言われてきた結婚問題ですが、かつてのままの姿ではないものの、表面化しない（できない）内実をかかえ、現在も厳しく深刻な課題として残されています。これは本審議会が現状などを聞き取った際に、当事者から赤裸々に語られたところです。その際、結婚しようとしている若者の親や親戚だけでなく、県内で同和教育を受けてきた20歳前後の兄弟姉妹も結婚に反対したという、考えさせられる事実も語られました。

また、就職、採用時での問題も依然として発生しています。さらに、インターネット上での差別書き込み問題や、同和地区の所在地などを詳細に記載した「部落地名総鑑」がインターネット上に流出している問題、地図や映像を使って同和地区をインターネット上でさらすという、情報化社会ならではの新たな問題も起きています。

イ 県民の意識

平成20年（2008年）に長野県が行った人権に関する県民意識調査では、子どもが同和地区の人と結婚することに「賛成」「子どもの意志尊重」は、67.1%で、前回調査に比べて9ポイント減少しています。また、同和問題の解決を「自分の問題として解決に努力すべきと思う」と答えた人は29.6%で、前回調査より5.7ポイント減少しています。反対に、「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくならない」「考えていない」と回答した人を合計すると、6割を超えています。同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査に比べて増加しています。これはこの間、長野県の取組が停滞あるいは後退したこと、ならびに部落解放運動に関わってきた人々による不祥事（不正）が関西を中心に相次いで発覚したことなどが関連していると考えられます。

(2) 方向性

① 同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策

同和問題の解決のためには、まだ多くの課題が残っています。それらを解決していくためには、県としての取組が重要です。そして、まず何よりも実態を正確に把握する必要があります。

人権問題には、それぞれの歴史と固有の問題があり、実態があります。同和問題にも歴史と固有の問題があり、実態があります。同対審答申にも述べられているように、日本の歴史のなかで長年かけて形作られてきた、深刻で重大な差別問題であるということです。

その認識のもとに、それに即した施策を推進しなければなりません。また、ほかの人権問題と共通する課題について、同和地区では、それが重層かつ集中して現れている場合があります。そうしたことを踏まえて、施策を推進する必要があります。

同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています。現在も民間団体主催の研修会が実施されていますが、このような活動が活発に開催され、県民に直接訴えかけ、討議・研究していくことが、有効であると考えられます。

同和問題の解決には、教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけでなく、具体的な諸施策が求められています。

② 今後の施策の基本的な方向

ア 総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進

同和問題の相談内容は、就労、教育、福祉といった多様な内容とともに、同和問題としての固有性があります。また、人権侵害・差別事象などもあります。特に結婚問題では、命に関わる問題として緊急な対応が必要な場合もあります。

そこで、総合性、専門性、当事者性という観点での新たな相談体制を整備することが、急務として求められています。同時に、相談に訪れた人への支援を充実し、具体化する必要があります。さらに、支援の継続性や差別をなくそうとする人々を繋げていくことが大切です。

こうした点を踏まえた人団体体制、総合的窓口の設置など、国、市町村、隣保館、民間機関、NPOなどと連携・協働を図り、より実効性のある相談・支援体制を構築する必要があります。

イ 実態把握の実施

他の人権問題と同様、同和問題解決の施策も実態を知ることから始まります。そのため

の同和地区の実態把握が必要です。

「特別措置法」がなくなっても、同和地区の課題が解決されたわけではありません。市町村と連携のうえ、関係機関、当事者などと協議の上、心理的被差別の実態など、新たな視点を加えた実態把握が必要です。実態把握には専門家の関与が求められます。

また、県民の意識調査も今後の施策に活かすために、専門家の活用と、継続的な調査が必要です。

ウ 長野県人権啓発センターの充実と活用

長野県人権啓発センターを充実し、活用することが望まれます。その方策として、人権問題に関する資料の収集・調査・研究を継続的に行うことが求められます。また、部落史の見直しが現在進められており、教育・啓発の新たな方向を示していくためにも、専門的な知識を持った職員（学芸員）の配置などを検討する必要があります。

また、各地の隣保館などに保存されている資料の活用を図り、教育・啓発に役立てる方策を検討する必要があります。それによって県人権啓発センターと隣保館などが補い合っ、教育・啓発の効果をさらに高めることが期待されます。

エ 教育・啓発

県民一人ひとりが差別をなくす実践者になれるような人権教育・啓発を創造していく必要があります。そのためには、半世紀を超える本県の同和教育で培ってきた成果と課題を検証し、課題克服に向けた人権教育・啓発の基本方針を策定することが求められます。人権教育・啓発では、現地研修・フィールドワークなども取り入れた新たな推進方法を再構築する必要があります。

オ 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援

当事者のほとんどが、何らかの機会・時期に同和地区出身であることを知り、それをマイナスに思い、胸を張ってふるさとを語れない現状があります。それは社会に偏見や厳しい差別があるからです。同和問題の解決に向けては、当事者が「自覚」「自立」「自己実現」していくことが大切で、それが実現できるように支援することが必要です。

そのためには、相談活動や、自分にとって「部落とは何か」「部落差別とは何か」を当事者が継続して学んでいける機会が必要であり、また、隣保館・同和対策集会所を有効活用し、同和地区内外の住民が一体となった住民交流の促進を図り、開かれたコミュニティの形成を図る人権のまちづくりに向けた取組への支援が必要です。

カ 長野県の体制整備と人材確保

施策の推進にあたっては、総合的な推進体制の確立という観点から、同和問題を担当するセクションを明確に位置づけ、専門性をもった人材の配置と育成が必要です。また、同和問題の固有性や、一般対策に工夫を加えた施策のあり方を考える行政内部の検討会の設置が求められます。

施策を進めるにあたっては、当事者の意見をしっかりと受け止める行政の姿勢が大切です。また、市町村、関係機関などとの連携と協働による取組が必要です。

同和問題に関しては、前述した理由から、平成 21 年度（2009 年度）よりできることから早急に取り組むことが望まれます。

2 外国人

(1) 現状と課題

① 外国人登録者数

法務省の在留外国人統計によると、長野県の外国人登録者数は、平成19年12月末現在4万3,336人（全国15位、全国総数215万2,973人の2.0%）で、人口比は1.99%（同10位）と全国平均1.69%を上回っています。

国籍別にみると、ブラジル36.4%、中国24.5%、韓国・朝鮮11.0%、フィリピン10.2%、タイ5.7%、その他12.2%となっています。ブラジル、韓国・朝鮮が前年に比べ、減少したのに対して、中国が9.2ポイント増えました。また、在留資格別では、定住者27.2%、永住者21.3%、日本人の配偶者等20.9%の順となっており、定住化の傾向が見られます。

② 教育・医療等の状況

こうした中、外国人と地域との共生、子どもの教育、社会保障などに関する課題も発生しています。特に、医療現場、教育現場では、文化・言葉の壁が問題となっています。

このような課題に対応するため、長野県や支援団体では「多文化共生くらしのサポーター」による生活相談、医療通訳の養成や派遣制度の構築、外国人健診などさまざまな施策を実施しています。

また、長野県では、平成14年（2002年）に、経済界主体で「外国籍児童就学支援援助委員会」が設立され、県内の母国語教室に通う経済的に恵まれない児童生徒や不就学の児童生徒へ支援する「サンタ・プロジェクト」がスタートし、その後、平成17年（2005年）に39の関係団体で構成する「外国籍児童支援会議」に引き継がれました。このように外国籍の子どもたちを支援しようとする動きも芽生えています。

なお、長野県を訪れる外国人は増加しており、外国人が県内を旅行しやすい環境を整えるなど、外国人旅行者の誘致を促進しています。

このほか、偏見による入店や入居の拒否、社会保険未加入問題など、外国人の人権・尊厳が脅かされることや、教育、福祉などの制度や災害時の情報が伝わらないことにより不利益を被ることもあります。また、人身売買事件では、外国人女性が被害者となることも少なくありません。

③ 労働状況

平成2年（1990年）の出入国管理及び難民認定法の改正により、日系2世、3世に定住者や日本人の配偶者等の就労に制限のない在留資格が与えられたことから、日本への出稼ぎが急増し、長野県でも日系ブラジル人を始め多くの外国人が雇用されています。

また、少子高齢化が進む中で、労働力人口が減少し、女性、高齢者、若年者、外国人などの活躍が一層期待されており、平成20年（2008年）からは生産現場や関連サービス分野に加えて、看護・介護分野においてもインドネシアからの受け入れが始まっています。

その一方で、平成20年（2008年）からの世界的な金融危機や円高の影響を受け、日本経済は深刻な状況にあり、外国人労働者、特に日系ブラジル人派遣労働者の雇用問題が全国的に発生しています。

また、外国人研修・技能実習制度が創設されて10年以上経過し、生産現場で外国人が広

く雇用されるようになってきました。しかし、全国的に制度本来の目的から逸脱した実態もあります。

日本人とは異なる価値観や文化的背景をもつ外国人とともに働くことは、往々にして摩擦を起こしますが、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会の実現への取組が求められています。

④ 各県との連携、国の動向

日系ブラジル人が多数居住する県（長野県、愛知県、群馬県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県）と名古屋市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めることを目的として平成16年（2004年）に多文化共生推進協議会を設置（長野県は平成19年（2007年）4月から加入）しました。

協議会では、効果的な施策を行うための施策情報及び意見の交換、国への共同要望など多文化共生社会に向けた活動を実施しています。

また、国においては最近の国内情勢に鑑み、平成21年（2009年）1月、内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置し、定住外国人施策の推進を図ることになりました。

(2) 方向性

① 教育

外国人が地域の中で孤立することなく日本人と共に暮らしていくためには、日本語によるコミュニケーションが必要であり、同時に日本の社会制度や風習習慣、文化等について理解を深めることも必要なことから、外国人に対し学習機会の提供に努める必要があります。

外国人児童生徒の教育を担う教員配置の充実や、支援が必要な児童生徒に対して日本語指導や生活支援などを行うための専門家の配置など、外国人児童生徒に対する支援体制に一層の整備を図ることが望まれるとともに、豊かな国際性を持ち続けるような教育支援を一層推進する必要があります。

母国語教室については、不就学児童生徒の解消を少しでも図る意味でも、引き続き行政・企業・県民が一体となった「サンタ・プロジェクト」による支援が必要です。

② 保健・医療

保健・医療については、高額な医療費負担による未払い金問題の解決、社会保険等への加入を促進させるため、外国人を多く雇っている事業主等に、外国人を社会保険等に加入させるよう積極的に働きかけていく必要があります。

また、日本語の理解が不十分な外国人が医療機関を受診する際、安心して受診できるようにすることが必要です。このため、高度な医療専門用語に精通した医療通訳者の養成を行うとともに、必要となる医療通訳派遣システムを構築していく必要もあります。

③ 労働

平成20年（2008年）下期からの国際経済の急激な下降に伴い、日本では雇用問題、特に日系ブラジル人等の外国人派遣労働者、有期雇用契約社員の雇い止めなどの雇用問題が全国的に発生しています。このため、労働関係法制度の見直し、企業を越えたセーフティネットの構築などが求められています。この他、日本語が不自由なため再就職が困難な外国人への日本語指導も急務となっています。

国では、内閣府に「定住外国人施策推進室」を立ち上げ、当面は緊急課題への対応、その後は総合的な計画づくりなどが検討されており、長野県においても国に対して、外国人労働者・研修生に対する処遇、居住環境や就労環境の改善など外国人が日本で働きやすい環境を整備することなどを働きかけていく必要があります。

④ 多文化共生社会づくり

多文化共生社会の実現のため、地域住民、企業、国際交流団体等に対して啓発を行うなど、外国人が地域社会に参画しやすいように、地域社会の実情に応じて外国人の受け入れ体制を構築することが望まれるとともに、相互に理解し合える地域づくりを行っていく必要があります。

このため、長野県は国・市町村、関係団体、企業等と連携して、教育、労働、医療などさまざまな分野において、きめ細かい生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりに取り組む必要があります。特に適切な支援、運営を行っている団体・企業などに対して優良事業者として認定・顕彰を行うとともに、こうした取組により受け入れ体制の整備を促進する必要があります。

また、日本国籍を持つ外国出身者、日本生まれの外国人、さらに長野県を訪れる外国人旅行者などに対しても人権に配慮し、適切な対応をしていく必要があります。

3 女性

(1) 現状と課題

長野県では、昭和55年（1980年）に「長野県婦人行動計画」を策定し、現在は「第2次長野県男女共同参画計画」（平成19年（2007年）策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行っています。

こうした施策を展開し、男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっていますが、固定的性別役割分担（性別を理由に役割を固定的に分けること）の意識が未だ根強く残り、女性の参画が進んでいない分野も多く残っています。

女性では、出産・育児期に相当する年齢層において、離職者が増加し、その後も仕事に就けないというような状況が見られます。子育て、介護など男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづくりが必要です。

このほか、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は依然として後を絶たず、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の件数は増加傾向にあります。

(2) 方向性

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育をさまざまな機会を通じて行い、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する姿勢を育む必要があります。

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画などを促進し、男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤づくりを推進する必要があります。

女性も男性も、仕事と子育てなど家庭生活との調和を図りながら、能力を発揮して働くことのできる環境の整備を進める必要があります。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、

被害者からの相談を受ける体制の整備や、被害者を保護し、自立を支援するための施策の推進が求められています。

4 子ども

(1) 現状と課題

長野県では、平成 17 年（2005 年）に、「信州“はぐくみ”プラン」を策定して、各種施策を推進しています。

しかし、人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化などが指摘されており、子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。

特に、児童虐待については、その相談件数が依然として高い水準で推移しており、相談内容も複雑化、深刻化してきています。

(2) 方向性

児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた子どもや保護者の養育を受けられない子どもに対し、保護から自立支援に至るまでの支援体制を整備する必要があります。

いじめなどの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、適切な相談・支援を行うとともに、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心の育成が求められており、保護者や地域の方々など大人の理解や親の意識を変えていく必要もあります。

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導と支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応するための体制づくりに取り組み、特別支援教育を推進する必要があります。

また、外国籍児童生徒や院内学級のない病院に長期入院している児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援などを行う必要があります。

5 高齢者

(1) 現状と課題

長野県では、平成 18 年（2006 年）に、「長野県高齢者プラン」を策定し、高齢社会をめぐり重要な課題に対応した施策を推進しています。

長野県の高齢化率は、平成 17 年（2005 年）に 23.8%と、全国の 20.1%を上回る水準で高齢化が進んでおり、今後もさらなる少子高齢、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予測されています。

また、平成 18 年（2006 年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されましたが、県内では 500 件を超える高齢者虐待事例が報告されています。

虐待を受けた高齢者の多くが何らかの認知症を有しており、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくりが求められています。

また、高齢者への経済的虐待による金銭問題の発生や、振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちませんが、認知症等で判断能力が不十分であるなど、失われた人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及は遅れています。

(2) 方向性

高齢者が医療や介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、必要な支援体制の整備を推進することが必要です。

また、認知症及び高齢者虐待に関する知識の普及を図るとともに、高齢者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりを促進することも必要です。

成年後見制度については、引き続き普及啓発に努めるとともに、市町村が成年後見制度を積極的に活用するよう、社会福祉協議会など関係機関と連携して支援することが重要です。

6 障害者

(1) 現状と課題

長野県では、平成19年（2007年）3月に、「長野県障害者プラン後期計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で普通の生活ができることをめざして、従来の施設入所から地域生活の支援に施策の重点が転換されています。

障害者の地域生活移行を促進するため、地域での理解不足や誤解の解消、生活の場や就労など昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など環境整備を進めることが求められています。

障害者の雇用率は、平成20年（2008年）の雇用状況報告（6月1日現在）によれば、法定雇用率が適用される民間企業では1.69%と全国平均を上回っていますが、未達成企業もあることから、一層の就労支援が求められています。

(2) 方向性

重い障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、身近な地域での保健福祉サービスの充実を図るとともに、自立生活への支援、障害の程度に応じた就労を促進することが大切です。

障害者が差別と偏見を受けることなく、ひとりの生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、さらに県民の理解を深め、権利擁護や社会参加を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進することが必要です。

障害の重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用などの関係機関が連携を深め、障害の内容、性別やライフステージに応じて、きめ細かなサービスを提供することが重要です。

7 HIV感染者、ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

長野県の人口10万人当たりのHIV感染者・エイズ患者届出数（平成17(2005年)～19年(2007年)の3か年の平均）は、全国8番目で依然として多い状況にあり、引き続き感染予防の各種対策の推進とともに、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図る必要があります。

ハンセン病は、過去の隔離政策などにより恐ろしい病気とのイメージが定着し、多くの元患者は、ハンセン病が治る病となってから後も療養所に入所しており、長野県関係者は29

名（平均年齢 81.6 歳、平成 20 年（2008 年）5 月現在）が生活しています。これは、高齢化による面もありますが、ふるさとに帰られたときに、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見・差別にさらされるのではないかとといった不安も大きく影響しています。なお、平成 20 年（2009 年）6 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、解決に向けた施策が推進されます。

(2) 方向性

県民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくり、地域の特性を踏まえた対策を推進するとともに、人権に配慮した良質で適正な医療の提供を図る必要があります。また、プライバシーに配慮した、迅速、適切な相談、検査体制の充実も求められます。

H I V、ハンセン病等の感染症についての正しい知識の啓発を行い、県民の理解促進を図り、偏見・差別の解消に向けて施策を推進することが必要です。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るため、平成 17 年（2005 年）、犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定され、国における各種施策が進められています。

長野県においても、犯罪被害者等基本法を受け、各種の県施策を進めるとともに、市町村に対し取組の推進を働きかけています。しかし、関係機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とはいえず、施策に十分反映されているとはいえない状況にあります。

(2) 方向性

個々の犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じて適切に、かつ途切れることなく支援されることが求められています。

国、県・県警、市町村、関係団体等の連携を強化し、県レベル、地域レベルでの犯罪被害者等支援ネットワークを構築するとともに、関係機関における取組の強化を図る必要があります。

犯罪被害者等に対する各種相談窓口の情報提供、県民理解促進のための広報・啓発に努め、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう県民総意で協力する社会を構築することが必要です。

9 中国帰国者（中国残留邦人等）

(1) 現状と課題

中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、長野県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという特殊事情から、長野県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員を配置し、中国帰国者の生活支援を充実するとともに、特別の慰藉として月額 3 万円を支給する愛心使者事業などを実施してきました。

平成 20 年度からは、国が老齢基礎年金の満額支給や支援給付金制度を創設したことに加え、

従来、国と県が担ってきた中国帰国者の生活支援をより身近な市町村の責務とし、援護施策の充実を図っていますが、日本での生活基盤を十分に築くまでには至っていない状況です。

(2) 方向性

中国帰国者は、日本語を話せない、書けないなどにより、就労が難しかったり、生活習慣の違いから日常生活に支障をきたすなどの課題があることから、ふるさとでおだやかな日々を心豊かに過ごしていただくため、市町村と連携し、日本語教育支援などの地域生活支援事業の充実を図る必要があります。

10 さまざまな人権課題

人権課題はこの他にもいろいろありますが、ここではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害について触れておきます。

(1) アイヌの人々

国では、平成20年(2008年)6月に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、有識者の意見を聞きながら、総合的な施策の確立に取り組むため、内閣において、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催しています。

長野県においても、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する県民の認識と理解を深め、結婚や就職等における偏見や差別が起こらないよう、アイヌの人々の人権を尊重する意識を高める必要があります。

(2) 刑を終えて出所した人

全国保護司連盟と法務省は、平成17年(2005年)6月から、行政や福祉団体が加わる委員会を設けて保護司にふさわしい人を選ぶモデル事業を岡谷地区、上伊那地区で行い、犯罪者の更生保護に地域住民と問題意識を共有して対応する事業を実施しています。

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

長野県においても、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

(3) 性的指向及び性同一性障害

平成16年(2004年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者に関する施策の進展が図られています。

人間の性のあり方に対する理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別の解消を目指して、広報・啓発活動の実施に努める必要があります。

(4) ホームレス

ホームレスの自立支援、ホームレスとなることの防止のため、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得て問題を解決することを目的に、平成14年(2002年)8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。

経済的自立が困難なことや通行人等が暴力をふるうなど多くの人権問題が起きているとの調査結果もあり、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動に取り組むことが必要です。

(5) 北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この拉致問題を早期に解決するため、政府及び地方公共団体は、拉致問題に関する広報・啓発を行う必要があります。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信や、ホームページのような不特定多数の者が利用できるもの等があります。発信者の匿名性ととも、情報発信が容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害情報、無断写真掲載など人権に関わる問題が発生しています。

表現の自由に配慮しつつ、限度を超えた表現等については、発信者がわかる場合は、啓発を通じて侵害状況を排除し、特定できない場合は、プロバイダーに対して、情報等の停止、削除を申し入れ、業界の自主規制を促すなど個別に対応しているのが現状です。

(2) 方向性

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため啓発活動を行うとともに、インターネットを介したいじめ、人権を侵す事例に対して関係機関と連携をとり適切に対応することが求められています。

学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、社会にもたらす影響や、情報の発信における個人の責任、情報モラルについて取り組む必要があります。

また、サイバー犯罪として取締りの対象となるケースについては、適切な法的措置を講じることが必要です。

VI 人権施策の方向性と推進体制

人権施策は、「人間の尊厳」という観点から具体的な施策を展開していくことが大切です。

また、地方公共団体は、人権教育・啓発推進法において、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた施策を推進する責務があります。このため、長野県が取り組む事業は、あらゆる分野で人権と関わり、人権尊重意識を持って行われることが求められます。

1 人権教育・啓発

(1) 人権教育・啓発の推進

県民が、学校、家庭・地域、企業・職場などさまざまな場を通じて、人権尊重の理解を深め、人権尊重意識を高めるよう、地域、企業等へ働きかけるなど、人権教育・啓発を推進する必要があります。

更に、県民も自らこうした人権教育・啓発の機会に積極的に参加するとともに、家庭においても人権について話し合うなど、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

また、人権教育では、「人間の尊厳」を大切にした「共に生きる心」を育むため、子どもの発達段階や地域の特性等に応じ、さまざまな活動を通して推進することが求められています。

(2) 人材育成・資質向上

人権教育を効果的に推進するため、学校教育では、まず教職員が基本的人権の尊重について正しく理解することが重要です。人権教育研修会等を通して、資質の向上に努めることが求められます。

併せて、人権教育に関する研究・研修体制を充実するとともに、各種学校間及び高等教育・研究機関との連携強化、地域の特性等に即した学校教育と社会教育との連携による資質向上が重要と考えます。

社会教育では、市町村、地域、企業などにおいて学習機会を設けると同時に、さまざまな機会を通じて学習することができるよう、県民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成を図る必要があります。

(3) 県民、関係団体との連携

より効果的な人権教育・啓発を行うため、官民協働の考え方にに基づき、人権教育、人権学習等に関わる団体の支援などを通じて、幅広く県民に対して教育・啓発を図っていく必要があります。

人権侵害は、企業・職場、家庭・地域、学校などで日常起こる、あるいは起こりうることであり、市町村、企業、NPO等を横断した形での広報・啓発が必要と考えます。

(4) 情報収集・提供

人権教育・啓発にあたっては、人権に関する知識、教育・啓発手法等の情報を収集するとともに、その情報を効果的に県民に提供・共有し推進することが大切です。

人権啓発については、意識調査の結果を踏まえると、これまで行われてきた人権意識の涵養を図るための講演会、研修会だけではなく、マスメディアを通じた啓発がより効果的と考えます。

人権教育については、市町村、企業などにおいて、講演会、研修会等さまざまな場所、機会を通じて行われていますが、人権教育についての知識・手法等の情報を収集し、こうした主催者等に対して、必要に応じて適切に提供する必要があります。

2 人権相談・支援

(1) 総合相談窓口の整備

人権課題に関しては、個別施策ごとに相談窓口を設けてきていますが、人権に関する総合的な相談窓口の整備が必要と考えます。

特に同和問題や外国人問題では、専門性等も含め広域的な対応が必要と考えられますので、長野県として広域単位で、人権啓発等にも対応する人権に関する総合窓口の設置やこのための人材確保について検討することが求められます。

(2) 国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり

人権問題を個別の機関だけで解決することは難しいことから、国・県・市町村、弁護士会、人権擁護委員、NPO等、労働・教育・地域社会等の現場との連携方法の研究・検討を行うとともに、民間団体の相談活動を効果的に活用・支援する必要があります。

(3) 相談窓口等の周知広報

県民が人権問題に直面したときにひとりで悩むことなく、各種相談機関、支援制度などを利用し、自ら解決していくことができるよう、効果的に情報を提供することが求められています。

特に必要とする情報をどのように県民へ提供すれば有効であるかを検討するとともに、マスクミヤインターネットを利用した対応も検討する必要があります。

3 「自立」「自己実現」のための施策

行政においては、それぞれの人権課題に応じて、当事者が「自立」「自己実現」を達成するための施策を推進していく必要があります。

例えば障害者にとって、「障害者差別をなくしましょう」と呼びかけるだけでは、障害者の人権は保障されません。バリアフリー化や、仕事づくりなどの具体的な施策が相まって、はじめて障害者の人権は保障されるのです。

また、女性では、仕事と家庭生活等が両立できる環境の整備、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざした施策などと相まって、人権が保障されるのです。

今回、特記した同和問題や外国人問題については、前述した具体的な施策を推進していく必要があります。

4 施策の総合的な推進

(1) 人権施策の推進体制

県の各部局において、それぞれの人権課題に対する施策に取り組んでいるところですが、横断的な連携体制の強化を図り、施策を検討、実施することが必要です。

また、市町村及び人権関係団体においても地域の実情に応じた取組が行われているところですが、特に人権教育・啓発や相談支援の取組の実効性を高めるためには、県との一層の連携協力が必要であり、そのための体制の構築が求められています。

人権施策が期待される成果をあげるため、行政においては、企業、地域コミュニティ、教育機関、市民団体・NPO等の協力を得るとともに、その活動や取組に対する支援方法などの検討が必要です。

(2) 人権施策の評価体制

人権施策を着実に、効果的に推進するためには、その実施方法等の定期的なチェックや評価を行う体制の構築が必要です。

4 長野県人権政策審議会委員名簿 (平成21年3月23日(答申日)現在)

(氏名は五十音順・敬称略)

職名	氏名	役職等
会長	やざき かずひろ 矢崎 和広	元茅野市長
会長職務 代理者	きむ ちよそる 金 早雪	信州大学経済学部教授
委員	ありよし みちこ 有吉 美知子	弁護士
委員	いらい 岩井 まつよ	信越放送(株)取締役 情報センター制作担当
委員	おおにし なおき 大西 直樹	J A長野厚生連佐久総合病院美里分院 分院長
委員	きたむら てるこ 北村 照子	元長野県人権擁護委員連合会 副会長
委員	さいとう よういち 斎藤 洋一	佐久市五郎兵衛記念館 学芸員
委員	せき やすお 関 安雄	長野県企業人権教育推進連絡協議会 会長
委員	やしま ひろみち 矢嶋 廣道	元長野県教育委員会教育長
委員	よしざわ さえ 吉澤 小枝	公募委員 長野市人権教室指導員

5 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を

受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好

関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも

私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

8 我が国が締結している主な人権関係条約等

名 称	採択年月日	発効年月日	締結年月日
世界人権宣言	1948. 12. 10		
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）	1966. 12. 16	1976. 1. 3	1979. 6. 21
市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）	1966. 12. 16	1976. 3. 23	1979. 6. 21
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965. 12. 21	1969. 1. 4	1995. 12. 15
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979. 12. 18	1981. 9. 3	1985. 6. 25
婦人の参政権に関する条約	1953. 3. 31	1954. 7. 7	1955. 7. 13
児童の権利に関する条約	1989. 11. 20	1990. 9. 2	1994. 4. 22
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5. 25	2002. 2. 12	2004. 8. 2
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000. 5. 25	2002. 1. 18	2005. 1. 24
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006. 12. 20	（未発効）	2009. 7. 23
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984. 12. 10	1987. 6. 26	1999. 6. 29
難民の地位に関する条約	1951. 7. 28	1954. 4. 22	1981. 10. 3
難民の地位に関する議定書	1967. 1. 31	1967. 10. 4	1982. 1. 1
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949. 12. 2	1951. 7. 25	1958. 5. 1
障害者の権利に関する条約	2006. 12. 13	2008. 5. 3	未締結 〔 2007. 9. 28 署名 〕

概 要
<p>人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。</p>
<p>世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。</p> <p>社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともある。</p>
<p>人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。</p>
<p>男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。</p>
<p>女性が、あらゆる選挙において、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、投票する権利を有することを定めている。</p>
<p>18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。</p>
<p>武力紛争における関与から児童を一層保護するため、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないこと、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を引き上げること等について定めたものである。</p>
<p>性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等について定めたものである。</p>
<p>「強制失踪」を、国の機関等が人の自由をはく奪する行為であって、失踪者の所在等の事実を隠蔽(ペイ)することを伴い、かつ、法の保護の外に置くことと定義するとともに、「強制失踪」の犯罪化及び処罰を確保するための法的枠組み等について定めている。</p>
<p>「拷問」を、公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が「拷問」を刑法上の犯罪とすること、そのような犯罪を引き渡し犯罪とすること、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い等が公務員等により行われることを防止することなどについて定めている。</p>
<p>難民の定義を定め、それに該当する者に対して、国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定している。</p>
<p>難民の地位に関する条約(以下「条約」という)が、1951年1月1日前に生じた事件の結果として難民となった者にのみ適用されることを考慮し、条約が採択された後新たな事態により生じた難民が条約の適用を受けられるよう規定している。</p>
<p>売春及びこれに伴う悪弊である売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び社会の福祉を損なうことから、売春目的の人身売買や売春からの搾取などの処罰を規定している。</p>
<p>すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。</p>

平成 22 年（2010 年）3 月発行
編集・発行：長野県企画部人権・男女共同参画課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
電 話 026-235-7106（直通）
F A X 026-235-7389
E-mail：jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp
県ホームページアドレス：http://www.pref.nagano.lg.jp